

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

療養休暇制度変更で上限90日に大幅短縮

「職員の休日及び休暇に関する規則」(茨城県人事委員会規則第13号)の一部が2012年1月1日づけで改正され、療養休暇制度が大きく変更された。

これまで、運用で1年とされていた療養休暇取得期間が90

日に短縮されるため、長期に療養しなければならない疾患等の場合に待遇上不利になること多い変更である(概要は下表、経過措置は右下)。

茨高教組は、今後とも教職員が安心して病気やケガの治療に

専念できるよう、療養休暇制度の適正運用を求めて活動する。(療養休暇制度変更についての疑問点、休暇取得に際しての問題については、ただちに職場の組合分会や茨高教組書記局へご連絡ください。)

	新規則	旧規則	解説
取得期間	90日	最小限度期間(運用:1年)	90日には週休日、休日も含まれる取得はこれまでどおり、日または時間単位
期間通算開始	連続8日以上 の休暇後 (療休にはさ まれた週休 日・年休等 を含む)	1時間単位でも休暇 取得後	これまでは、取得した療休はすべて積算(1時間単位)されていたが、見直しにより、連続8日以上にならないと積算されない。90日から除算されない。但し、半日や時間で取得しても、8日連続になると期間通算が開始される
期間通算の取 扱い	取得時間にか かわらず 「1日」扱い	8時間取得で1日に換 算	取得が「1時間」でも、期間通算とされる。例えば、「1時間」ずつ「8日」連続で取得すると、「期間通算開始」になり、その後実勤務日数が20日にならないと「リセット」されない
休暇通算判定 期間(ケーリ ング期間)	実勤務日数 20日	復帰日から9カ月	これまで言われていた「リセット期間」のこと。療養休暇終了後、20日(週休日、休日を除く実勤務日)勤務すれば、同一疾病でも再度の取得が可能。90日の療養休暇取得後でも、当初の病気とは明らかに異なる病気の場合は取得可能
証明書類の提 出	連続1週間 超の療休を 取得する場 合	①連続8日以上 の療休を承認 する場合。 ②最終承認日 前1ヶ月に5 日以上療休の 取得があった 場合	これまでの取扱いを確認的に規定したもので、8日以上でなければ、証明書類の提出は不要
期間満了後の 措置	病気休職	病気休職	療養休暇後の病気休職はこれまでどおり、3年間

2012 女性部学習交流集会

日本は、人類史上前例のない放射能汚染時代に突入してしまいました。この放射能汚染の影響を少しでも減らして健康的に過ごすための知恵を学び、子ども達を内部被爆から守りましょう。参加をお待ちしています。

「放射能に負けない食べ方、暮らし方」

講師 金井 セツ子さん(『たべもの通信』編集員)

期日 2月18日(土) 13:30-15:30

場所 県南生涯学習センター 会議室 ☎ 029-826-1101
(土浦駅西口徒歩1分 イトーヨーカ堂ビル内)

主催 茨城県高等学校教職員組合女性教職員部 ☎ 029-301-3075
参加費 無料 どなたでも自由に参加できます



○療養休暇制度変更に関する経過措置

「施行日前から引き続いて療休を取得している場合は、従前の例により取り扱う。」

解説 現在療養休暇を取得している場合は、2012年1月1日をこえても、現在認められている療養休暇期間の終了時まで取得できる。更新については、間が空かない場合は現在の制度満了時まで取得できる。また、2011年12月末までに取得した療養休暇については、現在の制度が適用され、最長1年間の療養休暇が取得できる。■

福島原発事故の過小評価に終始する無責任な『原子力ブック』

文部科学省は、原子力発電推進を目的として「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」を自治体に交付している。福島原発事故を受けて、被災自治体のなかには補助金返上の動きもあるが、茨城県庁は4064万円の補助金を受け取った上で、『原子力ブック』改訂版を作成して配布しようとしている。前号に続き改訂案について検討する。

原子力の危険性から目をそらす

「3 原子力の安全・防災対策」は、福島原発事故を取り扱う。したがって旧版にはまったくなかった内容で、今回新たに追加

されたものである。

1号炉から4号炉までの原子炉の状況が、マンガのような図で示されている。廃墟というほかない惨状とはかけ離れたのんきさである。なにより許し難いのは、いまや東電や政府でさえ「メルトダウン」「メルトスルー」を認めているのに、圧力容器と炉内の燃料棒がすべてもとのまま描かれていることである。

『原子力ブック』における福島原発の写真は、1号炉を覆う建屋カバーだけである。あまりにも見え透いた隠蔽である。事故後の原子炉建屋の写真を掲載すべきである。とりわけ3月14

日の3号炉の爆発は、水素爆発により誘発された燃料プールの核燃料(MOX燃料)の核爆発であると推測されているが、この上空600メートル以上に達したキノコ雲の映像を掲載すべきだ。

すでに3号炉では核爆発が起きているし、今後、震度5程度以上の地震で4号炉建屋崩壊による大規模な放射性物質拡散が起きる可能性がある。圧力容器と格納容器の外の剥き出しのプールに核燃料を大量に保管してきたことが、福島原発事故深刻化の主要な原因のひとつだったのであり、この点からも旧版『原子力ブック』における「五重

の防壁」の虚偽は明らかである。旧版(12、42頁)以来、原子炉の構造図に「燃料プール」がないことは大問題である。

「事故の影響」として、モニタリングポストにおける放射線量の推移のグラフを掲載し、3月15-16日と21-22日の数値上昇を示しているが、わざわざ「それ以降、放射線量率は減少し続けています」とか、1時間あたり胸部レントゲン撮影一回分の3分の1に過ぎないなどと、まるでたいしたことはないかのようなコメントをつけている(図、左側)。さらに、文部科学省による航空機モニタリングによる汚染状況図を掲載しているが(図、右側)、元データ(<http://ramap.jaea.go.jp/map/map.html>)と食い違っているうえ、元データに示されている0.1から0.2 μ Sv/hの汚染地域の着色を全部省いてしまい、茨城県では、北茨城市の一部と土浦・阿見・牛久・龍ヶ崎、守谷・取手にかけての地域以外は一切放射能汚染がなかったかのように見せている。改訂版『原子力ブック』はみえすいた改ざんと隠蔽だらけでまったく信用できない。

旧版の「事故が起きた時のために」(50-51頁)は、「原子力施設において緊急事態がおこれば、県や市町村などから、あらゆる手段を使って情報が伝えられます」として、「デマにまどわされないようにしましょう」と呼びかけていた。現実はどうだったか。茨城県庁や市町村役場は事故発生から1か月以上も放射線量測定を怠り、県央から県南にかけての「ホットスポット」

の存在があきらかになったのは5月以降であった。それだけではない。茨城県庁は放射性物質拡散のピークの3月16日に「人体への影響は考えられない」と、ついで3月21日の降雨による大規模汚染の直前に「県民の皆様へ一雨が降っても健康に影響はありません」と、広報した。「ただちに影響がない」どころではなく、まったく影響がないという「デマ」を流したのだった。改訂版ではこの「事故が起きた時のために」という項目を、一切訂正せずそのまま残した(51-52ページ)。「県や市町村が正確な情報を伝えるだろうなどと期待してはいけません」「行政機関のデマにまどわされないようにしましょう」と書き換えるべきではないか。

3基の原子炉と4つの燃料プールの同時破綻、海への放射性物質の大量流出・投棄、世界一の人口密集地帯での放射能拡散という空前の原子力災害が起きた以上、原発の安全性を主張する『原子力ブック』の発行を継続しようとする自体、常軌を逸している。どうしても発行するというなら、たとえば「3 原子力の安全・防災対策」は、「3 原子力の危険性と防災対策の不備」と表題を改め、福島原発事故によってあきらかになった事実に関して、作為と恣意を排した客観的な記述をおこなうべきである。

地に墜ちた信用をさらに傷つける

「原子力の平和利用」としての原子力発電に対する信用を取り戻すことは、すくなくとも日本

社会においては今後絶対的かつ永久に不可能である。問題はそんなところにはない。福島原発事故により信用を失ったのは、「原子力の平和利用」としての原子力発電だけではない。原子力発電を推進し、事故が起きた後も無責任な態度を取り続けている国家機構の全体が信用を失ったのだ。原子炉工学者だけでなく、放射線防護学者や放射線医学者、そして彼らが属する研究機関・組織も(一部を除いて)信用を失った。行政機関と電力会社による情報統制体制の枠内で活動する報道会社も、国民の信用を失った。

国家機構の一部としての地方行政機関も信用を失った。茨城県庁は原発だけでなくさまざまな原子力関連機構・施設の地元として、「原子力の平和利用」事業を推進してきた。今回の地震と津波が、もうすこし本県寄りのものであれば、東海第二原発が福島第一原発同様の大事故を起こしていただろう。そうなれば水戸と日立を含む半径30km圏が「警戒区域」となっただけではない。平坦な地形が広がる茨城県の場合、その大半が飯館村のような「計画的避難区域」となっていただろう。津波がわずか数十cm低かったために、東海第二原発の破綻は避けられたにすぎない。

昨年までの10年間、原子力発電の絶対的安全性を根拠もなく主張するパンフレットを作成・配布してきた茨城県庁は、その責任をとるべきであって、何の反省もなく改訂版を発行することは許されるものではない。■

